

PM_{2.5}測定局配置図

設置者	局数	局名
県	4	①早島局、②長津局（自）、③総社局、④茂平局
岡山市	5	⑤東岡山局、⑥江並局、⑦南方局（自）、⑱建部小、⑲西祖農集
倉敷市	10	⑧松江局、⑨倉敷美和局、⑩大高局（自）、⑪玉島局、⑫児島局、⑬塩生局、⑭監視センター局、⑮茶屋町局、⑯真備局、⑰庄局（自）

※1 下線部：H26. 3. 3以降に測定を開始した局

※2 （自）：自動車排出ガス測定局

※3 一般環境大気測定局：一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局

※4 自動車排出ガス測定局：自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局

※5 ⑱建部小及び⑲西祖農集についてはテレメータ非接続